

ナシヨナリズムと教育

— 森有礼の教育志向について —

川瀬 八洲夫

Nationalism and Education

— on Arinori MORI'S Education —

Yasuo KAWASE

In this paper the author will try to research Arinori Mori's educational thought. Arinori Mori (1847~1889) was an excellent thinker and administrator about education as a nationalist in the first half period of Meiji-Era. He became an education minister of Hirobumi Ito Cabinet in 1885. No sooner than Arinori Mori arrived his position, he began to examine the educational system and the educational laws that had been established in the first half period of Meiji-Era, and he as an education minister established the Gakko-Rei (the law of school) in the next year (1886).

Arinori Mori was not only interested in an educational system and a educational law, but also an issue of a teacher, text-book, a theory of instruction and teachers-training. He very often travelled all around Japan in order that he might examine the real conditions of education in the country. And there he used to give his speech on education to educational administrators, members of prefectural assembly and normal schoolmaster. His idea of education was very nationalistic. And he had the idea of education, teacher, educational-subjects, women education at nationalistic. The author would try to study Mori's educational view concerning his idea of nationalism in this paper.

はじめに

森有礼 (1847~1889) が直接教育行政にタッチしはじめたのは、彼にとっては晩年の1884 (明治17) 年になってからであった。同年5月7日文部省御用掛に任ぜられてからである。以後教育に関しての目覚ましい活動がはじまる。教育制度、組織の整備のための法令の検討、制定 (1886の“諸学校令”)、地方巡視、地方行政官、教育行政官、校長らへの訓示、演説、教科書、教授法についての指示などにおいてである。森が文部大臣に任ぜられたのは初代総理となった伊藤博文の信任が厚く、彼の周囲の反対をおしきっての強い推挙の結果であった。伊藤は、憲法調査のためプロシヤ

に赴いた時、すでに西欧滞在中の森とパリで会談し、国家、教育について忌憚のない意見の交換をした。そして見解の一致を見て以来、伊藤は森に全市の信頼を置いたものであった。

文部行政官になるまでの森は、若くして（1865年、森18才）イギリスに派遣され、ついで、彼はアメリカに渡り、西欧の学問、文化、社会にふれた。そして1868（明治元）年に帰国するや、文明開化に力を尽し、啓蒙活動に尽力するのである。明六社社長となり、「明六雑誌」の発行と、その雑誌での執筆活動、「妻妾論」「国字改革論」「民撰議員論」「学者職分論」などを公にし、注目されたものであった。また外交官としての活躍もあり、特にアメリカ時代の「信仰自由論」と「日本の教育」の見解は注目されたものであった。

森の諸活動の意識の基底には常に“国家”への志向，“国家”意識そのものがうずまいていた。国家—（皇室）—国民—教育とつながるパイプが、つねに、国家主義的ナショナルリズムの視点でおさえられていたのである。

ナショナルリズムという概念は、よく指摘されるように、難解で、多義的なものではあるが、要するにネーション（nation）・イズムなのである。ネーションは価値的に国家にウエイトが置かれたり、また民族や国民に傾いたりする。またそれはすこぶる政治的側面において促えられたり、文化的側面から促えられたりする。あるいは伝統的過去、未来への志向において促えられりする。国家や政治や伝統にそのイズムが傾く時、権威的なもの（“国家”であったり、特定の“偶像”であったりする）に絶対的な忠誠が求められることになる。逆に国民的、文化的側面にウエイトが向けられた時、それはリベラルな方向、個人的解放の原理へと向う傾きが強いといえよう。

森のネーション・イズムへの志向は“国家”そのものに圧倒されるが、そのためにその媒介となる様々なもの（あるいは言語、体操、文化、産業、技術、時には“皇室”さえも）が意識され、検討される。そしてそれらが教育へと収斂されてくるのである。本稿ではこうした視点から森の教育目的、教師論、女子教育論などを検討したいと思う。

①教育目的とその方法観

森有礼は教育の目的を語る時、つねに国家、国体あるいは皇室に関連していたが、国家、国体、皇室が全く一体である場合と、国家が至上である場合と時により複雑であった。文部行政の任についてからの森の教育の人間観は、国家主義的人間観あるいは国体主義的人間観と呼ぶにふさわしいものであった。それは明治10年代以降の森の対外政策とそれに呼応しての国家主義的志向の結果であった。彼の世界認識と国家富強への志向は、教育における人物主義や商業、産業主義、経済主義、合理主義観に現われてくる。明治初年代の森のアメリカ滞在中における「信仰自由論」（Religious Freedom in Japan, 1872）における主張、愚民観と女性蔑視時代において平等な一夫一婦制論を説いた「妻妾論」、福沢諭吉、中村正直、西村茂樹などと明六社を結成し、そこでの様々な主張の基調は、武田氏がいうように¹⁾、西洋キリスト教的、自由主義的、個人主義的視点が強かった。それゆえ、森が1885（明治18）年12月に文部大臣に就任のさい伊藤博文の強い推挙にも拘らず、侍講であり、復古的儒教主義者の元田永孚の強硬な反対に遭遇しなければならなかった²⁾。また森は合理主義的視点から復古的な儒教主義は時勢に合わないことの批判も示していたのであった。

教育の目的が、根本的には国家富強にありということとは文部大臣就任前から明らかにされてはいた。それは初代総理の伊藤博文宛の書翰³⁾でもはっきりしている。森には教育についてはっきりとまとまった論文や著書はほとんどないが、文相在任中はよく地方巡廻に出かけ、教育についての数多くの演説、訓示、指示の類を残している。こうした演説などを見ても、国家主義教育の目的や方法についての教育観をはっきり見るのできるのである。国家主義的な教育目的やその趣旨の法

制的なことは1886（明治19）年の「諸学校令」（帝国大学令，師範学校令，中学校令，小学校令など）で明確にされていることである。

森の教育の考え方は、「教育ノ主眼トスル所ハ則チ一國獨立ノ鞏固ニアリ，此目的ヲ達センセバ深切ニ國家ヲ思ヒ身心ヲ之ニ供スルノ氣力ヲ養成セザル可ラズ，而テ此氣力ヲシテ充分ニ國用ヲ達スル様勤勞ノ習慣ヲ養成セザル可ラズ，此ノ事ハ實ニ教育事業ノ本体ト稱スベキモノナリ」⁴⁾と主張される如く，教育の第一の目的は鞏固なる國家の獨立に当てられる。そのためには，教育の目的は薰陶による人物の養成におかれることになる。このことについて森が「教育ノ主義ハ専ラ人物ヲ養生スルニアリト云フ，其人物トハ何ゾヤ，我帝國ニ必要ナル善良ノ臣民ヲ云フ，其善良ナ臣民トハ何ゾヤ，帝國臣民タルノ義務ヲ充分ニ尽スルモノヲ云フ，充分ニ帝國臣民ノ義務ヲ尽ストハ氣質確實ニシテ善ク國役ヲ務メヌ善ク分ニ応ジテ働ク事ヲ云フナリ，然レバ教育ノ目的ハ善ク實用ニ立チ得ル人物ヲ養成スルニアル」⁵⁾と述べるように，教育とは帝國臣民にふさわしい人物養成におかれることになる。分に応じて國役を努める人物養成におかれるのである。こうした人物養成こそが教育の主眼となり，ついで学芸技芸実学の教育が要求されてくるものであった。さらに教育が薰陶によりということ，教師の役割も自ずと規定され，教師もそれにふさわしい人物が要請されることになるのである。こうした諸点は地方巡視のさいに郡區長，県會常置委員及び學校校長に対する演説によってくり返し強調されたことであった。

森の教育論の特徴はまた，忠君愛國の國體主義，尚武主義的性格においても指摘される。明治國家の近代的官僚であった井上毅は森の國體主義教育の特徴を，「我國には萬國に類ない所の優美なる國產がある。そは何ぞといふに外でない。即ち御國の國體，萬世一系の一事である。此一事より外に教育の基とすべきものはない。御國の人民たる者は，遠い祖先より子孫の末に至るまで，千代に八千代に御國の國土にあらむ限り，萬世一系の天子に侍つき奉って居ると云うことは實に各國に比例のないことで，御國に限って難有國體である。此國の成立を以て教の基礎とすることが教育上第一の主義とすべきことである。之を棄て他に依るべきものはないというが森子の第一の意見であった」⁶⁾のようにいっているが，森は教育の基礎たる徳育の目的として皇室をあげて，萬世一系の國體を論じているものであった。しかし，森は必ずしも復古的な尊皇的儒教主義者ではなかった。そのため時により侍講の元田永孚のはげしい反対を受けなければならなかったのである。ともあれ，森にしてみれば，強固な國家の確立のための教育の基礎として“忠君愛國”の教えは種々の視点が堅持していかなければならなかった。また森は人倫の基として有徳であることを求め，その徳の基に恩——教育の恩，あるいは人間における恩につねづねふれていた。彼は“恩”について具体的に地方巡視のさい⁷⁾，生徒に訓示し，恩として，“四恩”を忘れてはならないと戒め，四恩こそ人倫の基であると説いているのであった。第1の恩は「天子ノ恩」，第2は「父母ノ恩」，第3は「學校ノ恩」，第4は學校設立者の恩である。生徒はこの旨を胸中深く持していよ，と訓示したものであった。また森は國家富強を至上のものとしてとらえる反面，個人のモラルにあっては國家と関連して人物至上を考える。その人物を支えるためには強固な身體と強い意志を望み，その鍛練を志向するものであった。この鍛練の教育に関して，いわゆる兵式体操を構想したのである。そして後にそれを具体的に學校教育の重要な柱として導入したのである。兵式体操については，森はすでに文部省に入る前から構想しているものであったが，歐米列強に伍するためには，文化，文明のみならず日本人の身體そのものの改造の要をも考えたのである。國語の改革（日本語は難解であるから英語と國語として採用する案）さえも論じ，目的實現のため外國人との積極的結婚の奨励をも辞さないという考えであった。

彼は1879（明治12）年「東京学士会院紀事」に「教育論」を発表しているが、そこで身体改造論即ち兵式体操論を主張している。彼によれば人間の能力には三つある。智識、徳義、身体であるとする。これらの中で日本人に最も欠けているのは身体の能力であるとする。なぜ日本人が身体の能力に欠けているのか、その原因を自然、風土、住居から宗教に至るまでの諸事由を挙げて指摘し、その克服策を検討するのである。彼は本来身体能力は人生の至重の徳の一つであって、善を行うに必要欠くべからざるものであるとする。それゆえ身体の能力はどうしても練磨しなくてはならないと論じ、そのためには兵式体操が最良であり、これを教育に導入しなければならないと主張するものであった。気質の鍛錬と身体の能力の鍛錬に最も効果あるものとして兵式体操を促えているのである。後「兵式体操に関する建言案」をものし、また文部省内においても多くの反対をおしきって兵式体操を学校教育に導入することを決行したものであった⁹⁾。最も信頼できる森有礼の伝記の一つとされる海門山人の「森有礼」によれば、兵式体操の眼目は、国民に必要な気質習慣を養成し、併せて身体を完美ならせることである。その気質習慣というのは、規律を守り、約束を履行し、よく物に注意し、本気に活発に敏捷に物を行なう。気質体格の二点に注意をして、十分に生徒を陶冶すれば、生涯完全の体格姿勢を保ち注意、規律の習慣を得、身心共に強健有為の人物を輩出し、他日海陸軍の兵士官となっても、差支えのない資格を得、農一工一商、あるいは官吏、学者となってもその思想といい腕力と言い、共に充溢して、能く其職を尽し、国家の義務を果す良民となるものである。また兵式体操は決して軍人を養成して、万一国家事あるの日に当り、武官として、兵隊となして、国を護らしめんとするような目的を以て学科に加えたものではない。兵式体操を以て養成しようとするものは、第1に軍人の至要として講ずる所の従順の習慣を養い、第2に軍人の各々伍を組み、隊員として互に友情を陶冶させること、第3に隊を結びては、其一隊の中に司令官ありて之を統督し、其威儀を保つように、生徒にも交互兵率となり、伍長となり、或は司令官となり、各地の三気質を見備させたものである⁹⁾といわれている。このように兵式体操は軍人精神を学校教育に導入し、かつ、それを身体、気質、鍛錬に役立てようとするものであった。こうした兵式体操の学校教育の導入、その精神、方法、評価などについて、地方巡回、学校教育巡視のさいに、各学校長、視学など、あるいは郡長及び地方行政官などに指示演説したのであった。こうした精神を当時の著名の歴史家山路愛山は「文部大臣たる彼（森有礼を指す）は国家の為に忠良なる臣民を作るを以て主眼とし、忠良なる臣民を作るは武事教育に在りとし、凡そ教育の世界を挙げて、上は大学より下は小学校に至るまで生徒として学校にあるものをして、悉く兵隊たるの資格を帯びしむるを以て其教育の骨子とし、小学校生徒に木銃を担はしめ師範学校生徒に向っては半ば兵營の如き生活を為さしめんとす。是れ豈常識を失したる行為に非ずや」¹⁰⁾とはげしく非難したものであった。実さい、森の構想は國家主義的視点から皇國扶翼の精神を、こうした兵式体操に、求めたものであったといつてよいであろう。

森は教育の諸制度、機構についても熟知し、法制を整えただけでなく、教育の具体的内容、教授法、人事についても細かい配慮を有して、そのつど指示、訓示を与えていたものであった。特に教授法、教授内容については重大な関心事を抱いていたのである。師範学校の教官に対しては勿論、一般の教員についてもそうであったし、地方官にはその視察要領をも事組かに指示していたのである。彼は師範学校の教官に「教授法も亦諸教員に於て互に切磋研究し、或は一人の教授する席に臨み、教員之を傍聴し、自ら其旨意の在る所を筆記し置き、教授の終りたる後互に相批評する等の法は、若実行し得へくんば可成的之を断行せられよ。……中略……。尤教授の優劣は、素より多く教員の人と為りに関するものなり。其人と為りに関する部分は之を如何とすることなしと雖、教授の

方法に至っては、勉めて工夫を用い最良にせんことを要す」と述べ¹¹⁾、教育における教授法の重要性を指摘し、その研究、研究法についてまで指示していたのである。小学校についても同様、例えば、小学校の「学科教方」として「学科教フルニハ優等ノ生徒ヲ後ニシテ劣等ノ生徒ヲ先ニスヘシ、劣等ノ者ニシテ解シ得ルマテ教ヘ込メハ優等ノ者ハ傍聴シ足ルコトナリ」¹²⁾をはじめとし、「九州各県巡回の途次小学校における示諭」(明治20年)に見られる「学科要領」では「修身 児童の発育の度合如何を弁へす、徒らに古人言行の漠然として六ヶ敷に之を授るは甚不可なる事。……今日の修身書は総て瑕瑾なきを免がれざるを以て教員の注意最も緊要なり。読書 可成発音を正しくし……。習字 習字は努めて姿勢を正しくし、決して体を曲げ左腕を机に着けて書く等のことあるべからず。作文 小学生徒に作文を授くるには先づ記事体を以てし、務めて実物につき之を叙記せしめ……。算術 算術は児童最初の間殊更に暗算を授け以て生徒脳髓の働きを活発顕敏に養育するを要す。又総て問題は生徒発育の度に応じ生徒の自ら解し得べき適当なるものを選びざるへからず……。その他略」¹³⁾と諸学科の特徴と、それにふさわしい教授法についてまで検討し、指示しているのである。文相の地位にあっても、森は極めて実践的、行動的に地方を巡回し、彼の教育政策、教育観がどのように教育実践の場に具体化し定着化しているかを見てあるいたのである。こうした指示、訓示を巡回のたびごとに明確にしたのである。また地方官、特に郡長と県会常置委員を集めての演説も、教育上、彼らがどのように重要な役割を有しているか、どのような教育配慮をすべきなのか、教員の任命から学校巡視の心得にまで事細かにふれるのである。愛知県での例にみると、森の演説は「学校巡視の心得トナルヘキコトヲ説クベシ、郡区長中には如何なる学者アルモ知ラザレモ学問深カラサレハ……。郡区長学校ヲ巡視スルニ方リテハ教員ノ人物学校ノ経済等アルヘキハ勿論ナリト雖モ、学科ノ事モ可成注意センコトヲ要ス、而シテ教育ニ通セザル者ニモ判定シ得キ学科ヲ挙ゲンニ、修身其一ナリ、修身ハ児童ノ学力年令ニ応シタル事物ヲ教フルヤ否ヤヲ検スヘシ、次ニ算術ハ其問題ヲ黑板ニ筆記スル時間ノ徒費如何及数理ノ脳力ヲ発達スルノ手段如何ヲ看取スヘシ……。次ニ体操ハ其挙動人形ヲ弄フカ如ク活発ノ氣象ヲ欠カハ其効少クシテ反テ害アルコト知ルヘシ、夫レ体操ハ番ニ児童ヲ活発ニ導クノミナラス教育ヲ活発ニスルノ益テリ……」¹⁴⁾と述べる。他の諸地域への巡回巡視の時も同様趣旨の演説をし、克明に指示するのであった。かくして森の教育的志向は実践的に具体化され、教育現実化がすすめられたものであった。

②教師は“教育の僧侶”

森は国民教育の最大の主眼を、教師の“薰陶”による人物の養成であるとした。この人物とは、勿論天皇制国家主義下の忠良なる臣民を意味していた。教育が薰陶であるということは、国民教育の具体的担い手たる教師に、その人格、識見、行為、道徳その他いっさいに人物の模範たることを求めるのは当然のなりゆきであった。彼は「学校令」の中でもとりわけ師範学校令を重視し、また師範教育を重視したものであった。師範教育を国民教育——臣民教育の要にしようとしたものであった。だから森にとって、師範教育、教員養成は「難事中ノ至難ニシテ、コノ至難ノ事ヲ如何ニシテ為シ遂ケサルベカラス」¹⁵⁾のものであって、国家主義教育、そのための国民教育の遂行にとって、師範教育は殊のほか重要なものになるのであった。

森は文部省御用掛として1885(明治18)年12月19日に埼玉師範学校を視察した。その時の教職員への訓示は師範教育の精神をいかに表わしているものであった。そのさい、師範生徒に必要な気質としてとりあげた——いわゆる三気質——即ち“順良”、“友愛”、“威重”は翌年成立の師範学校令にとりいれられたものであった。ここでの演説で「普通教育ヲシテ益々善良ニ赴カシメントスルニ於テ最モ注意ヲ要スベキモノ人、府県立ノ師範学校ト文部省直轄ノ師範学校トナリ、此師範

学校ニシテ其生徒ヲ教養シ完全ナル結果ヲ得ハ普通教育ノ事業ノ既ニ十分ノ九ヲ了シタリト云フベキナリ」⁶⁾と述べたように、国民教育上の役割からみて師範学校は重大な任務を負はされていたのである。この件についても地方巡回のおり、各県の郡長、県会常置委員、師範学校長等に対する演説で、必ず教員の人物の重要性と師範学校生徒の人物養成についてふれていた。また師範学校入校の際の生徒の人物にもふれ、情実による選考を厳にいましめ、厳選を指示したものであった。

この教員養成について森はどう考えていたであろうか。教育が“薰陶”による人物養成であるなら教師はその範となるだけの徳性の器量を身につけなければならない。教師は一身をなげうって、教育に献身しなければならない。天皇制国家に一身を賭して子どもたちに全ての範行を身をもって示さなければならないものとされたのである。こうした教師観はすでに1881(明治14)年の「小学校教員心得」で示されたものであったが、森はこの考えをはっきり学校教員は“教育の僧侶”であると規定したのであった。1887(明治20)年秋の「第三地方部学事巡視中の演説」で、その点を次のように明らかにしている。「師範学校の卒業生ハ教育ノ僧侶ト云テ可ナルモノナリ。即チ師範学校卒業生ハ教育事業ヲ本尊トシ、教育ニ楽ミ教育ニ苦ミ一身ヲ挙テ教育ト終始シ而シテ己ノ言行ヲ以テ生徒ノ儀範トナルヘキモノナレハ、師範学校生徒ハ将来隆盛ナル国家ヲ組立ル土台下ニ埋立ル小石ニ供セラルルモノナリ。日本ノ運命ハ未タ高枕ノ秋ニアラサレハ、人ニ模範タルヘキ重任ニ当ラントスル者ハ素ヨリ生命ヲ抛テ教育ヲ為メニ尽力スルノ決意アルベキハ余ノ信シテ疑ハサル所ナリ」⁷⁾である。これはまさに戦後まで培われてきた近代日本の教職観を規定したいわゆる“聖職的教師観”に外ならない。天皇制国家の忠良なる臣民を養成するために献身的に奉仕する教師像である。師範教育はこの温床として装置されたものに外ならない。師範学校在校中はこうした人物を養成するための典型的な思想が、先にあげた、三気質なのである。しかもこの人物を養成する最もよい方法として、全寮制をとり、それを軍隊の秩序のもとに組織し、しかも“秘密忠告法”なる陰湿な方法を指示したものであった。“秘密忠告法”とは生徒の心術を矯正し、また生徒の人物いかにを査定し、将来の勤務地を定めるための材料ともすべきものであった。これは気質を養成するための心術鍛錬法であるとされ、生徒の交互忠告の習慣をつくることにあった。公然の忠告は弊害が多く、人情に適さないので秘密を持して行なう。一週間ずつ、忠告の受手を定め、これに対して書面で性格、性行の良否を忠告し、月末に学校長がこれを徴収して人物の査定に資するというものである⁸⁾。かくして人物の養成を行なう、その評価も行なうというものであった。まさに人権の基本原則さえも尊重しない、苛烈な教師養成、人物養成であったといわなければならない。ただ森は、それだけに教師の任務の重さ、その困難さ、苦勞さをよく承知し、その待遇がそれに見合うだけの適わしがないことをよく知っていた。それゆえに地方巡回のおりの演説で、郡長らにできるだけ予算を工面して、教師の経済的待遇をよくするように配慮せよと指示したものではあった。しかし実際にはその待遇は貧弱であったし、その上、教師の勤務諸条件、教育、研究の条件、政治的社会的活動の規制、労働基本権はきびしく抑制されていたのであった。森にみるこの“教師僧侶観”は近代日本をつらぬいた聖職的教職観の原型をつくったものであったといえよう。

③女子教育観——女子教育は国家富強の根本

1875(明治8)年3月、明六雑誌第33号で、ミル(J. S. Mill)の「自由論」を翻訳した中村正直は、「善良ナル母ヲ造ル説」を発表し、善き子を得、善き人民を得るためには善き母を得なければならない。善き母を造るためにはよい教育を、そのためには男女同等の教養をと主張したものであった。同権論的立場からの女子教育論であった。同じ明六雑誌で「妻妾論」を論じ、男女同権を論じた森は中村のように女子教育の重要性を事あるたびに主張したものであった。しかし「妻妾論」

で婦女子の人権を論じて、それに基づいた結婚をし、やがてそれに失敗した森は文部行政官の任についてからは、女子に対して国家富強、社会、家の振興のために忍苦を求め、風采行為の絶対的善良を求めることになる。また女子教育については、教育家も、政治家、宗教家、有志家、官吏、人民も殊のほか注意を払うべきものである旨を指示することになる¹⁹⁾。

森によれば、女子教育の主眼は人の良妻となり人の良母となり、一家を整理するに足る気質才能を養成することであり、人間を造出する土台を立てることにある。この土台たる女子教育がうまくいかない場合教育の全体が鞏固にならない。国家富強の根本は教育にあって、しかもこの教育の根本は女子教育にある。女子教育が進歩しなければ国家の安全を期することができないものとされるのである²⁰⁾。また女子は児童を教育するにもっとも適わしい天然の教師ともいべき性格を有しているので、女子教員の養成にも力を入れるように指示もしていた。

彼は1888(明治21)年7月12日東京高等女学校卒業証書授与式に臨席し、そこで演説をしたが、それは女子教育についての彼の見解をあますところなくいい現わしている。女子教育は男子教育よりも、もっと重んずべきである。人の性質を賢遇何れに赴かしむるは母次等である。この意味でよき女性、母を、よき女子教員を養成しなければならない。女子の風采行為は全社会に影響を有する至強至大のものである。女子教育が進歩しなければ国家全体の文明は望めない。女子の国家に対する責任は重大である。女子の責任を全うできる女子の模範を陶冶するは国家の必要に属すと断言した。更に嫁しても、女子の責任上忍守の辛苦を守らなければならない。忍守の辛苦は他の善良なる新日本を建てるの基礎となる。女子は困難の状況にあっても、辛苦は実は無限の幸福を生じ、反て快樂を買うの資本となることを理解しなければならない。こうした見解を明らかにしたものであった²¹⁾。この女子教育観は国家主義立場からの良妻賢母主義教育論であったわけである。さらに女子教育の具体的教授法にもふれ、「教場に七八面の額面を掲げて貰いたい、それは母が子供を養育する図、子を教える図、丁年に達して軍隊に入る前母に別る図、国難に際して勇戦する図、戦死の報告母に達する図、斯ういうものを掲げて、それで此精神を女子が感受するだけに教育した時が始めて理想に達したのでであると申ししていた²²⁾」といて、女子教育の指導法にふれたという。森の女子教育の執念があらわされているといえよう。

結び——森の“教育の経済主義”にふれて

森は——さまざまな経験、内外における豊富な体験、活動から形成されたものであろうが——合理主義的な考え方を身につけ、また管理主義的発想を強く身につけていた。それゆえ、行政の首長の座についても、行政組織、法、実践の構造を綿密に検討し、そうしたうえで行動したのであった。

彼は自己の教育主義を“経済主義の教育”であると自称していた。地方巡回の折も、地方の行政官、委員、あるいは学校長にこの“経済主義の教育”についてよく訓示し、指示していたのである。この経済主義とは、結論的にいえば、“教育の効果”のことを意味していた。学校にどのくらいの金銭、職員、器具器機、図書などがつきこまれているか、即ち、どのていどの事物の消費がなされているかを綿密に調べ、それが教育効果として、どう現われているかを把握しようとしたのである。森は、要は額の問題ではない、どれだけの効果をもたらしたかであると断言している。最少の投資と最大の効果を期待したわけである。彼は学校経済とは「第一＝規律、第二衛生、第三教員ノ人物、第四教員ノ学力、第五教員任免ノ秩序、第六吏員任免ノ秩序、第七帳簿ノ整理、第八教授法、第九管理法其他²³⁾」であると説明しているが、こうしたもろもろのものに費された金額が、最終的に教育の総合的な営みにどう反映されたかを検討しようとするものであった。勿論教育の効果とは、

子ども、生徒の人物養成がどうなっているかにかかっている。人物とは、すでにふれてきたように、帝国国家の忠良な臣民としての資質にかなう、さまざまな気質、身体、能力を意味していることはいうまでもない。こうした結果、最大の効果をもたらすためにも学校の人事組織、規律、図書、器械あるいは先にあげた各条項などが検討され、それぞれの要因が経済支出とのバランスから見てどうなのかがポイントをなすものであった。森はこうした教育観と並んで、国家富強の要として産業、商業の繁栄を策し、そのための商業教育の構想をも練ったりしていたのであった。

森有礼は自己の後半生、特に文部行政官となって以来、極めて国家主義的色彩を強くし、本稿で取り上げた教育観一教員一女子教育も国家的ナショナリズムに基調をおいていた。それにも拘らず、1889(明治22)年帝国憲法発布の朝、国粹主義の刺客に刺されて、短い波乱万丈の一生を終えたものであった。本稿では教育観を中心とした教育志向の考察であったが、教育に関連して、徳育論、宗教論、教育行政、政策論などの諸問題、あるいは彼の啓蒙諸活動(明六社での活動を中心として)その他数多くの課題を抱えている。これらの総合的な検討はまた後日を期したいと考えている。

注

- 1) 武田清子「天皇制教育の体制化」(『現代教育学 5』所収) 岩波書店 p. 72, (1962)
- 2) 渡辺幾次郎「森先生追憶座談会」(『森有礼全集』第一巻、以下「全集」第一とする) 宣文堂, pp. 712—713, (1972)
- 3) 「明治15年9月26日のロンドンからの手紙」(『全集』第一 pp. 335—336)
- 4) 森有礼「奥羽六県学事巡視中の演説」(明治21年「全集」第一) p. 648
- 5) 森有礼「和歌山県尋常師範学校において郡区長常置委員及び学校長に対する演説」(明治20年11月15日「全集」第一) p. 581
- 6) 井上毅「故森文部大臣の教育主義」(『全集』第二) p. 530
- 7) 森有礼「新潟県明訓学校開校式演説」(明治18年10月27日「全集」第一) p. 472
- 8) 木場貞長「故子爵森有礼君に就て」(『全集』第二) p. 603
- 9) 海門山人「森有礼」(『全集』第三巻) pp. 80—82
- 10) 山路愛山「基督教評論・日本人民史」岩波書店 p. 98 (1966)
- 11) 森有礼「師範学校合併に関する示諭」(明治18年10月「全集」第一) p. 479
- 12) 森有礼「奥羽地方学事巡視に際し学校職員に対する演説」(明治21年秋「全集」第一) p. 644
- 13) 「全集」第一 pp. 511—514
- 14) 森有礼「愛知県尋常師範学校において郡長及び県会常置委員に対する演説」(明治20年11月23日、「全集」第一), p. 598
- 15) 森有礼「文部省諮問協議会において第一地方部府県学務課長及び師範学校長に対する演説」(明治19年6月「全集」第一), p. 489
- 16) 森有礼「埼玉尋常師範学校における演説」(明治18年12月19日「全集」第一), p. 481
- 17) 「全集」第一, p. 608
- 18) 森有礼「奥羽地方学事巡視に際し学校職員に対する演説」(『全集』第一), p. 643
- 19) 森有礼「宮城県警察本部会堂において県官学校職員区長県会議員有志等に対する演説」(明治21年10月5日「全集」第一), p. 637
- 20) 「全集」第一 pp. 581—588
- 21) 「全集」第一 pp. 626—628
- 22) 木場貞長「故子爵森有礼君に就て」(『全集』第二) p. 598
- 23) 森有礼「和歌山県尋常師範学校において郡区長常置委員及び学校長に対する演説」(『全集』第一) pp. 582—583